

令和6年8月13日

市政記者クラブ 様

瑞穂区保健福祉センター福祉部保険年金課
担当：内藤（電話 852-9331）

瑞穂区役所における後期高齢者医療保険料納付書の誤交付について

瑞穂区保健福祉センター福祉部保険年金課において、下記のとおり「後期高齢者医療保険料納付書」（以下「納付書」という。）の誤交付がありましたので、ご報告します。

記

1 概要

令和6年8月11日の日曜窓口において、Aさんが親族のBさんの区間転入の手続きのために来庁しました。

窓口対応時に職員がBさんについてシステム検索する際に、誤ってCさんを選択しました。Cさんの後期高齢者医療保険料の納付状況を確認したところ、未納があったため、Aさんに対し誤ってCさんの未納について説明するとともに、Aさんからの申し出に基づき、納付書を作成の上、交付しました。

窓口対応した職員が、別の収納担当職員に納付書の写しを渡し、上記対応について報告したところで、誤交付が発覚しました。

2 漏えいした個人情報

氏名、住所、被保険者番号、滞納月及び滞納額

3 対応

- ・ Aさんに対し誤ってCさんの納付書を交付したこと、及びBさんには未納が無いことを説明し、納付書を回収の上、お詫びしました。
- ・ Cさんに対して、経緯を説明し、お詫びしました。

4 原因

- ・ システム検索時の対象者の確認が不十分でした。
- ・ 作成した納付書について、職員間でのダブルチェックを行いませんでした。
- ・ 納付書交付時に、申請者と職員間で相互確認を行いませんでした。

5 再発防止策

- ・ 提出された書面等に基づき、対象者のシステム検索を確実に行います。
- ・ 交付する書類作成時には、職員間でダブルチェックを行うことを徹底します。また、書類交付時には、申請者と相互に氏名・住所等を確認することを徹底します。
- ・ 個人情報保護の重要性及び再発防止についてあらためて注意喚起を行いました。